

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より神奈川県内町村の発展のため、ご尽力賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度税制改正については、与党の税制調査会において、12月中旬の『大綱』決定に向けて、本格的な議論が開始されております。

その中で、特に、関係省及び関係業界から抜本的見直し・廃止要望が出ているゴルフ場利用税や償却資産に係る固定資産税のほか、自動車取得税の廃止等に伴う代替財源の確保等が、大きな争点となることが見込まれます。

とりわけ、ゴルフ場利用税については、超党派ゴルフ議員連盟が廃止を求める決議を行ったほか、関係業界が廃止に向けた動きを活発化させるなど、厳しさが増してきております。

ご承知のとおり、ゴルフ場利用税は、税収の約7割が市町村に交付され、ゴルフ場所在町村の貴重な財源であり、また、償却資産に係る固定資産税は、工場等が立地する町村にとって基幹的な税であります。

加えて、消費税10%時点で廃止するとされている自動車取得税について、安定的な代替の税財源を確保することも不可欠であります。

つきましては、今後の税制改正の検討にあたっては、町村税財源の確保を図るため、別紙事項の実現をはかれるよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

平成27年11月26日

自民党・公明党 衆参議院議員 様

神奈川県町村会 会長

清川村長 大 矢 明 夫

平成28年度税制改正に関する緊急要望

○ ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

○ 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

○ 自動車取得税の廃止等に伴う代替財源の確保等

消費税10%引上げ時における自動車取得税の廃止に伴う自動車税及び軽自動車税の環境性能課税の実施については、市町村財政に減収をきたさないことを前提としつつ、地方団体の準備や納税者への周知に一定の期間が必要であることから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

○ 法人住民税法人割の一部国税化の廃止等

平成26年度税制改正において、法人住民税法人割の一部を国税化し、交付税原資に繰り入れることとなったが、法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、受益と負担という税負担の原則に反するとともに、これまで努めてきた企業誘致等の自主努力を否定することとなる。

さらに、不交付団体においては、普通交付税による財政調整機能もなく、国税化により地方税収が純減することから制度を廃止するとともに、地方の税財源を充実する新たな制度を構築すること。